

【指定介護予防支援事業所豊富・坪井地域包括支援センター運営規程】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人南生会が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師等が職員要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、継続的かつ効率的に提供されるよう配慮し、支援していくことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行うものとする。

2 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市豊富・坪井地域包括支援センター
- (2) 所在地 船橋市神保町117-8

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤・兼務）
事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行う。
- (3) 担当職員
担当職員 1人以上（非常勤1名）
指定介護予防支援の提供に当たる。
- (4) 事務職員
事務職員 1人以上（非常勤1名）
事務職員は必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(事業の提供方法及び内容)

第6条 事業の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。

- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (6) その他具体的には「船橋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（船橋市条例第 59 号）」第 32 条から第 34 条の規定に従って実施する。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、船橋市のうち大神保町地区、金堀町地区、楠が山町地区、車方町地区、小野田町地区、小室町地区、古和釜町地区神保町地区、鈴身町地区、坪井町地区、豊富町地区、坪井東地区、坪井西地区とする。

（利用料金）

第 8 条 事業に対する利用料金は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスである時は利用者からの利用料徴収は行わない。

（秘密保持）

第 9 条 事業所の従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。

2 事業所の従業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いてはならない。

3 事業所の従業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、事業の一部を委託する居宅介護支援事業者に、利用者及びその家族の情報を提供してはならない。

（損害賠償）

第 10 条 事業所は、サービスの実施にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとする。

2 事業所は、利用者の故意又は重大な過失により損害を受けた場合には、その損害賠償を請求できるものとする。

（相談及び苦情対応）

第 11 条 事業所は、利用者からの相談及び苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援又は介護予防サービス計画に位置付けられた介護予防サービス等に関する利用者の要望及び苦情等に対し迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとする。

2 事業所は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として、何ら不利益な取り扱いをしてはならない。

（虐待の防止のための措置）

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない。

（身分証の携行義務）

第 13 条 事業所の従業者は、常に身分証を携行し、利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示するものとする。

（善良な管理者の義務）

第 14 条 事業者及びその従業者は、利用者と契約した業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良な管理者の注意を持って遂行するものとする。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和5年4月1日から施行する。